



FAX 043-239-2700

<特別講演会・参加申込書>

フリガナ		電話番号 (FAX)	
お名前			
ご住所	〒		

*ご希望の講座の()の中に○をつけてお申し込み下さい。

*お申し込みの時点で、定員を超えていた場合は上記のお電話番号に連絡します。お早めにお申し込み下さい。

*ご提供いただいた個人情報は、公開講座のための連絡等に使用するほか、来年度以降の公開講座案内送付以外の目的に使用することはありません。

ア ク セ ス

バス	千葉駅より30分(11番バス停 ちばシティバス)	都賀駅より15分(4番バス停 ちばシティバス)
モノレール	千城北駅より徒歩10分(千葉モノレール)	*駐車場には限りがあります

『発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業』とは

<文部科学省・公募要領>より「特別支援教育の更なる推進のためには、すべての教員が特別支援教育についての基礎的な知識及び技能を有する必要がある。現在は、教員養成段階において、特別支援教育に関する内容を含む科目を単位修得することになっているが、特別支援教育に特化した科目は必修となっていない。このような中、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会)において、「発達障害に関しては、すべての教員が養成段階で学ぶ仕組みづくりが必要である。」との指摘がなされている。

一方、現職教員についても、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」との指摘がなされている。

また、文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%程度であるという結果となっており、各小中学校において、通常の学級の中でこれらの児童生徒も含めて、学習面又は行動面で困難を有するとされる児童生徒に対する支援を進めていくことが、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、本事業では、学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、大学・大学院研究科において、教員養成段階や、中核的な現職教職員に対する、育成プログラムの開発を行う。

〒264-0007 千葉県千葉市若葉区小倉町1639番3
TEL. 043-233-9031(代表) FAX. 043-233-9088